

松川



発行場 役場
松川町 1960.3.20
編集係 廣報

消防団出初式挙行

消防団出初式は三月十日、中野小学校グラウンドにおいて、大洲財務事務所長、町内有志多数参加、折からの雨にも拘わらず団員は元氣旺盛であり盛會裡に終了した。

- 勳章章
- 第四分団団長 有友 勇
 - 第五分団 堀川 史朗
 - 第三分団班長 岡村 利三
 - 山下 広美
 - 第五分団 栗田 幸助
 - 増田 初巳
- 規程章
- 第一分団団長 今簡 安盛
- 永年章
- 第一分団団員 成登 光義
 - 上田 緑男
 - 第三分団 山内 春義
 - 高尾 忠温
 - 山崎 一
 - 第四分団班長 栗木 龜茂
 - 増本 英敏
 - 第五分団班長 宇都宮 一
 - 井脇 安市

- 精勤章
- 第五分団団員 清水 昭
 - 第一分団班長 龜田 元市
 - 三瀬 登盛
 - 第二分団団員 山下 福喜
 - 兵頭 香
 - 第三分団班長 河野 美治
 - 第四分団班長 福山 春義
 - 第五分団 土居 哲雄
 - 増田 忠典
 - 和氣 実男
- 町長表彰
- 第一分団団員 高野 發信
 - 沖野 常一
 - 二宮 富福
 - 福田 保
 - 佐藤 久嗣
 - 本下 弘
 - 二宮 龜男
 - 松田 博
 - 竹本 久綱
 - 宮武 秀
 - 上甲 勝
 - 村上 春義
 - 大野 君忠
 - 松田 福市
 - 保積 義行

行事

- 二月一日 岩谷地区中学統合懇談会を開く
- 二月二日 宇和川地区中学校統合問題懇談会を開く
- 二月三日 協議会を開く
- 二月四日 臨時町議会招集(中学校統合について)
- 二月五日 農林業相談所岩谷地区開設
- 二月六日 農林業相談所宇和川地区開設
- 二月八日 町議会協議会開く
- 二月九日 農林業相談所正山地区開設
- 二月九日 農林業相談所大谷地区開設
- 二月十日 町常会を行う
- 二月十一日 町議会開催 農業簿記記載説明会を行う
- 二月十二日 シフテリア、百日咳混合予防治射実施、大谷小学校、宇和川中学校にて
- 二月十三日 シフテリア、百日咳混合予防治射実施、正山小学校、宇和川中学校にて
- 二月十四日 昭和三十三年度松川町決算審査を行う
- 二月十五日 シフテリア、百日咳混合予防治射実施、岩谷小学校、見の越部落電話開設

- 二月二十五日 引続き決算審査を行う
- 二月二十六日 松川酪農組合役員会あり
- 二月二十七日 シフテリア、百日咳混合予防治射実施、中津小学校
- 二月二十八日 文化委員会を開く
- 二月二十九日 民生委員会を行う
- 三月一日 町議会を開く
- 三月二日 校長会を開く
- 三月三日 昭和三十四年度分申告所得税の納税相談を行う
- 三月四日 母子相談を中津小学校にて行う
- 三月五日 引続き納税相談を行う
- 三月六日 町議会開催 中学校統合を議決す
- 三月七日 病人食餌講習会を行う
- 三月八日 職員会総会開催 酪農組合総会開催
- 三月九日 消防団第一分団後援会開く
- 三月十日 松川町消防団出初式を行う
- 三月十一日 中野小学校にて

年金を早く

国民年金係より
国民年金制度が
でき、去る三月三
日より本村内関係
者三〇六名の老令
者や身体障害者及
び母子世帯に対し
て無拠出制年金で
ある。福祉年金の
第一回支払が行な
われまわした。各受
給権者にあつては
それぞれ支払を受けられた事と
思いますが、三月十五日現在を
調査してみますに、まだ受取
りになっていない方があるよう
ですが、これらの方々は早急に

受取って下さい。受取らなく放
つておくと後日色々な問題が起
ります。場合不利を見る事が予想
されます。まだ受取りになら
れていない方は早く受取るよう
にして下さい。受取る方法は年
金証書とそれに押印してある認
印を指定された郵便局へ提出す
ればよろしいのです。

福祉年金受給者について
次の事項に該当される方々は
年金裁定請求書を出して下さい。

- 一、老令福祉年金 満七〇才に
なられた人(明治二三年生
れの者)
- 二、障害福祉年金 一人で日常
生活の用を足すことができ
ない程度の障害のある人
- 三、母子福祉年金 夫と死別し
て中学校卒業前の状況にあ
る子供を養育している人

大別すると以上の三種類であり
ますが、なお各項目について前年
の所得が一三万円を越える場合
や公的年金各法に基く年金の給
付を受けておられる方々は一応
除外となります。その他色々要
件がありますので、詳細につ
いては役場の方で申し上げる事
にいたします。

次に支払局の変更、印鑑変更
住所変更、年金証書紛失等の必
要な場合は早急に申し出て下さ
い。

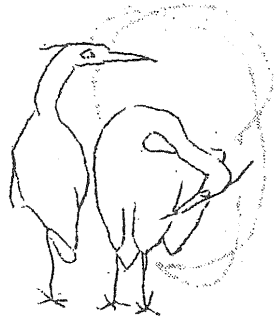
以上極めて簡単に申し上げま
したので、字句の表現、その他
不十分な点はばかりかと思いま
すが、逐次説明をして行きたいと
思っています。

町の人口動態

大谷	川本 美由紀
西	浅井 和枝
山鳥坂	寺尾 清二
中津	稲田 道俊
宇和川	山本 順子
予子林	坂本 真由美
名荷谷	藤川 文子
坂	森田 光英
死	坂 寿恵
宇和川	片山 愷五郎
名荷谷	谷本 タカラ
中居谷	吉田 ノヲ
山鳥坂	木下 實一
男	三、九六七
女	三、六八三
計	七、六五〇
世帯	一、四三七

自衛官募集

三月一日より、今年最初の陸
上、海上、航空の自衛官募集が
始まり、只今松川町役場で受付
けております。



中学校統合議決に

いたるまでの経過

昭和二十三年、六、三制実施と共に中学校統合問題は端を発して来たと言えらる。

即ち、昭和二十七年教育委員会制度の施行と共に、教育委員会はこの問題を取りあげ、併設の学校経営の実態と、校舎の現況について研究を進めて来たが、昭和三十年その結論を得て村長並に議会に報告があり、昭和三十一年以来理事者、議会、教育委員会一体となって本問題と取り組み、調査研究を重ね、去る二月十三日臨時議事に提案の運びとなり、議会は会期を延長して審議し、三月三日議決に至ったものである。ここに経過の概要をのべ、町民各位の協力を切望する次第である。

- 0 教育委員会研究の結果
 - 1 統合しなくとも校舎の増築を要する
 - 2 教育効果の向上
 - 3 教員構成上の差
 - 4 義務教育九九年の学校教育上の問題
 - 5 経済上の問題
 - 6 将来村造りの人的要素の問題
 - 7 通学上の問題
- 以上の諸点について調査研究の結果、早急に統合を要すると決定した。
- 0 前期議事理事者の調査研究
昭和三十一年一月、村議会において統合を前提とした研究機

関を設けることとなり、文化委員と教育委員会合同の「中学校統合研究委員会」を設け調査研究を開始、昭和三十三年八月、村議会において研究結果を報告し、これを基本として更に推進を図るため、「推進委員会」を設けることと決定。「鹿野川中学校推進委員会」は議会各常任委員長、文化委員、教育委員、地区代表十一人、PTA会長、学校長代表、婦人会長、青年団長等三十名をもって構成、統合推進に移った。

場所	面積	整地費	用地費
上鹿野川	2,950坪	2,750千円	2,800坪
白岩	4,200	10,000	4,200
高砂	4,000	7,100	3,900

備考
上鹿野川 支障物件費を含まず
白岩 護岸を含まず
高砂 道路より上側約2米下を埋立
己設2,100坪

附記
0 上鹿野川は面積稍不足、一部用地買収困難と支障物件の撤去を要する。

0 白岩谷 工事費を多額に要すると用地買収極めて困難。
0 高砂は中央より離れている。場所と併せて「通学関係の基本問題」について研究を重ね、徒歩通学は文部省の基準によって六キロとし、遠距離生徒はバスを利用することとする。
昭和三十三年八月、村議会において研究結果を報告し、これを基本として更に推進を図るため、「推進委員会」を設けることと決定。「鹿野川中学校推進委員会」は議会各常任委員長、文化委員、教育委員、地区代表十一人、PTA会長、学校長代表、婦人会長、青年団長等三十名をもって構成、統合推進に移った。

昭和三十三年八月、村議会において研究結果を報告し、これを基本として更に推進を図るため、「推進委員会」を設けることと決定。「鹿野川中学校推進委員会」は議会各常任委員長、文化委員、教育委員、地区代表十一人、PTA会長、学校長代表、婦人会長、青年団長等三十名をもって構成、統合推進に移った。

昭和三十三年八月、村議会において研究結果を報告し、これを基本として更に推進を図るため、「推進委員会」を設けることと決定。「鹿野川中学校推進委員会」は議会各常任委員長、文化委員、教育委員、地区代表十一人、PTA会長、学校長代表、婦人会長、青年団長等三十名をもって構成、統合推進に移った。

月及九月には宇和川地区代表者と懇談説得に努めたが、現状維持を固持した。
十月一日文化委員会は現地調査、研究を終り場所を郷城、石丸と決定した。

研究結果による比較表
一 上鹿野川は稍狭い、支障物件と買収に一部困難がある
二 白岩谷は、工事費が多額に上り護岸に県道の問題がある
三 郷城、石丸は、用地費、整地費が僅少である。石丸、郷城に広い敷地が取れる。運動場が白岩谷より広くとれる。

引続き委員会は「通学費」「校舎建築計画」について研究を重ねた結果を十二月二十二日議会で報告、場所その他委員会の報告を了承した。
その要旨
0 通学奨励金は六キロを超える者に対し超える分一キロ当月一二〇円を支給する
0 将来小学校増改築の場合は町の定める基準により全額町が負担する
0 統合中学校の建築（昭和三十五年度より三十九年度の計画にして生徒六〇〇人を対象にした）
普通教室 鉄筋三階一八教室
特別 木造二階 九
家事炊事室 平家 二棟
体育館 鉄骨 一棟
外倉庫使所
延坪数 一、三七二、八坪
建築工事費 四八、六〇六千円
敷地費（橋、用地費を含む） 七、九一三千元

合計 五六、五一九千円
0 財源
国庫補助 二一、七四二千円
起 債 一七、九八八千円
町財源 一六、七八九千円
本年一月二月初旬に白岩谷、予子林、大谷地区はそれぞれ自主的会合によって文化委員決定の基本によって統合の取りまとめを終った。

臨時議会において決議
町は既定事項によって原案を制作製、二月十三日臨時議会を召集して議案の審議と共に各地区の要望事項の検討をなし、宇和川中学校舎増築は町において施行することに決定した。
本会議は宇和川地区対策のため慎重を期して会期を延長、その間十五日には町長、議員一同宇和川地区代表者との懇談会を開催したが、「現状維持を主張して」その効果は見られなかった。
二月二十一日議事開会。当日反対を理由として宇和川地区議員三名、教育委員一名、農業委員二名、部落長九名の辞表が提出された。

なお議会は、重ねて宇和川地区対策を要するために、二十八日迄会期延長を決定、議員の辞表については即日提案拒否の決定を見た。部落長の辞表については添書の上引続き協力を要請返戻した。ここに町長、議長は元村長山田、谷本両氏に対し原案によるあせを依頼し両者の誠意ある御努力を煩わした。が、位置の問題について既に述べた経過の關係上了承することが出来ず、まことに恐縮乍ら返戻するのやむなき状況となる。

二月二十八日議事開会当日、宇和川地区議員三名の辞表が再度提出され、中学校統合反対期成同盟会よりは次のような決議文が提出された。
決議
(既に報導済であるので省略)
議会は宇和川地区代表者と懇談することとし、議会代表山田議長、蔵川、丸山、兵頭議員、地区代表西田、崎野、谷本(党)沖浦、赤岩、二葉の六氏と懇談の結果、「原案を基本として地区代表者が誠意をもって地区内の調整に努力する」、このため会期四日間申し出は五日間の延長を約し尽力を要望した。
この代表者の懇談会によって稍好転することを期待していたが、三月二日に次のような宇和川地区住民大会決議書を受け、事態は更に及して悪化したことが推察せられた。

宇和川地区住民大会決議
三月三日日本会議において右の決議文を朗読、議会は方策に、に尽きやむを得ず宇和川地区対策は議案第二号中学校統合に伴う附帯事項の二項により、今後誠意をもって当ることとして表決を行い、中学校統合に關する二議案を議決したものである。
なおこの間、議長、文化委員長並びに向委員は勿論、議員各位を念っていたく有志各位が陰に陽に、公的に又私的に活躍したことに對し、心から敬意と謝意を表するものであります。又、決議までにご理解を願うに至らなかつた宇和川地区

宇和川地区住民大会決議
三月三日日本会議において右の決議文を朗読、議会は方策に、に尽きやむを得ず宇和川地区対策は議案第二号中学校統合に伴う附帯事項の二項により、今後誠意をもって当ることとして表決を行い、中学校統合に關する二議案を議決したものである。
なおこの間、議長、文化委員長並びに向委員は勿論、議員各位を念っていたく有志各位が陰に陽に、公的に又私的に活躍したことに對し、心から敬意と謝意を表するものであります。又、決議までにご理解を願うに至らなかつた宇和川地区

住民に対しては今後なお、お話し
の機会を得てご協力を願う所
存であります。何卒、当町の将
来を担う子弟のためにご協力願
いたいものであります。

中学校統合問題

について

臨時町議会を開く

昭和三十年以来、研究を重ね
て来た中学校統合問題について
二月十三日、臨時議会を招集し
て次の議案を提出し、会期延長
三回、この間議員協議会五回、
宇和川地区代表者との懇談会二
回、宇和川地区議員三名の辞職
問題、同地区の原案反対等のも
ち三月三日記名投票によって
表決議長を除く出席議員十四名
賛成十四票をもって原案可決、
ついで議員三名の辞職許可につ
いて諮り、表決の結果、何れも
十四票をもって否決、辞職の拒
否を決定、臨時議会を終了した。

記

議案第一号

中学校の統合について

昭和三十五年三月三十一日をも
って、松田町立宇和川中学校、
同上大谷中学校、同上岩谷中
学、同上予子林中学校を廃止し、
昭和三十五年四月一日をもって
松田町立松田中学校を次の通り
設置する。

一、場 所

松田町大字宇和
川字ゴウジロ乙
三六四の一
松田町大字大谷

字石丸三三二八
の一

二、通学区域 松田町一円

昭和三十五年二月十三日提出
議案第二号

中学校統合に伴う附帯事項に
ついて

中学校統合に伴う附帯事項と
して次の通り定めるものとする。

記

一、通学奨励金について

六キロメートルを超える通
学距離（片道）のある通学
生徒に対しては、条例の定
めるところにより奨励金を
交付する。

二、宇和川中学校々下のうち、
宇和川事業所地区住民より
の要望事項は、松田中学校
が事実統合を終る迄の期間
に地元と協議する。

三、小学校々舎並びに附帯施設
の増改築費については町が
別に定める基準の範囲に於
て、全額町負担とする。

四、小学校々区毎に講堂又は公
民館を建設する。

五、通学を安全且つ容易にする
ため、通学道路の整備拡充
を行う。

六、前三四五に掲げる事項につ
いては、地元住民の意見を
聞いて「実施計画」を策定
し、これを実施する。

昭和三十五年二月十三日提出
議案第三号
人権擁護委員の推せんにつ
いて

（松田諱竜氏）に同意

県立自然公園の

指定について

このたび愛媛県においては県
内すぐれた自然の風景地を県立
自然公園として指定し、自然を
保護するとともに利用の増進、
適正化を図ること、
なっております。

鹿野川湖を中心と

した地域七二〇ヘク
タールを昭和三十四
年度で指定をしよう
としていた。この計
画の概要が判明した
ので、ここに掲載す
ると共に関係地主の
方々の御協力を切に
お願い申し上げます。
尚細部については、
別途関係者に御願
いを致します。

一、利用の方針

この公園一帯の
特色は湖水を中
心とした地域で
周辺要素からの
展望、景観の要
素があるか利用
度が比較的少な
い。随って水上
の利用共に道路
公園型の利用で
あるから舟遊び
航路を、根幹と
して計画し、優
れた地点に施設
を設ける。尚小

二、

敷地区は将来とも休養の地
として本公園の利用に特色
づける区域である。
保護の計画
第一種地域 面積一四九ヘ
クタール。この地域は、ダ
ムによる満水面の地域であ
る。
第二種地域 面積四〇八ヘ
クタール。この区域は、木
竹伐採について若干の制限

三、

を受けることとなるが、特
に工作物中、看板類につ
いては必要最少限度の案内板、
指導標の程度となる。
第三種地域 面積五二ヘク
タール。工作物特に看板類
については二種と同じであ
る。その他森林施業につ
いては制限のない普通地域。何
等の制限はない。
利用計画

宿舎の改善、展望台、苑地
舟遊施設、休憩所、道路等
の施設の計画を要する。

